

国道国技第191号
令和6年2月16日

北海道開発局長 殿
各地方整備局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

国土交通省道路局長
(公印省略)

令和6年3月から適用する鋼橋積算基準の単価について

鋼橋積算基準(令和6年2月16日付け国道国技第190号)における単価については、下記のとおり決定したので通知する。

記

対象となる単価及び適用

1) 直接労務単価(鋼橋製作工) 29,500円

令和6年3月1日以降に入札書提出締切日が設定されるものから適用する。また、令和6年3月31日までに新たな単価の決定を行わない限り、令和6年4月1日以降もこの単価を引き続き適用することとする。

2) 材料費

副資材費 18,200円/t

令和6年4月1日以降に入札書提出締切日が設定されるものから適用する。ただし、令和6年3月1日から令和6年3月31日の間に入札書提出締切日が設定されるものについては、契約後に改定内容に基づき変更する協議を行うことができる。

以上